平成２７年（フ）第３号
青森市大字田茂木野字阿部野69番地４、住民票上の住所青森市大字浦町字奥野69番地20
債務者　砂庭　平作
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
青森市富田２丁目16番10号
債務者　冨田　清流
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
神奈川県秦野市沼代新町７番10―104号
債務者　**德**永マキ子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６号
神奈川県秦野市千村２丁目６番20号　ハイツアヤベ202号、前住所神奈川県秦野市下大槻410番地２―22―303
債務者　原田　純子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８２７号
名古屋市千種区千種２丁目20番15号
債務者　**吉**原　一賀
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０６７号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住２街区２号棟701号
債務者　齋藤ベナニアこと　ＢＥＮＡＮＩＡ　ＢＲＡＮＤＡＯ　ＦＥＲＲＥＩＲＡ　ＳＡＩＴＯ
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２３号
名古屋市港区十一屋２丁目186番地
債務者　進藤　榮司
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２２号
山口市鋳銭司3381番地、前住所東京都渋谷区本町２丁目28番２号　サンエムマンション302
債務者　大上　貴義
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
山口県防府市新橋町５番16―401号　市住62棟1316号、前住所山口県防府市警固町１丁目10番４号
債務者　神崎　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
山口県防府市大字仁井令764番地の１、前住所山口県防府市大字新田506番地の８
債務者　松岡　明子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
熊本県宇土市入地町200番地１　入地団地13―３
債務者　山田　智範
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９８号
名古屋市天白区元植田２丁目403番地　コーポルピナス103号
債務者　木村　豊
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
名古屋市港区いろは町２―20　レオパレスいろは104号室、住民票上の住所愛知県あま市北苅郷東93番地12
債務者　関谷　悠
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０１号
千葉県君津市北子安６丁目９番20号
破産者　兼松　和男
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９６０号
愛知県日進市栄１丁目1118番地　ニッシンエクセルハイツ205
破産者　大野　義和
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５２号
名古屋市中区新栄１丁目17番７号　現代ハウス新栄806号、従前の住所名古屋市中区千代田５丁目７番15号　アーバニア千代田1401号
破産者　本田慎太郎
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部